

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

高松市

2 地域再生計画の名称

高松市地域コミュニティ活性化プロジェクト

3 地域再生の取組みを進めようとする期間

平成 16 年度から概ね 5 年

4 地域再生計画の意義および目標

平成 13 年 6 月に、本市において実施された住民意識調査の結果では、高松市民の 7 割の人が、「今住んでいるところに、今後も住み続けたい」と答えており、これは、県庁所在都市と政令指定都市の 49 都市の中で、第 2 位という位置を占めている。また、「隣近所との付き合いは、親戚よりも大切にする」という人が、4 割強で、これも 13 位と高位になっており、このような、強い地域への愛着や隣近所の人との付き合いを大切にする心などは、高松市民の大きな特徴となっている。また、市域全域にわたり自治会が組織され、各地域において、自治会を中心として、各種団体が共同で、まちづくりのための多様な活動が行われており、こうした市民意識を十分に活かせるまちづくりを望んでいることが伺われる。

しかしながら、近年の都市化や核家族化の進展などにより、地域における連帯感が薄れつつあり、自治会の加入率は低下傾向にある。本市の自治会加入率も昭和 55 年当時の約 93% をピークに毎年低下し、平成 14 年 4 月の加入率は、約 75% と 4 軒に 1 軒は未加入世帯となっている。

一方、地域社会では、環境や教育問題などの多様な地域課題を抱え、さらに、少子高齢化社会での地域福祉の充実や、地域生活における文化面での充実を図るための課題も多く、課題解決のために積極的に地域の人的資源を活用することが必要とされている。

このような現状の中で、自治会などの地域団体と企業が、地域自らのまち

づくりに、より主体的に参画できる基盤の整備のため地域コミュニティの構築が不可欠であり、それにより、対等なパートナーシップの関係のもとで、市民・企業・行政の協働が促進できる。

本市の地域コミュニティは、自治会などの地域団体やボランティア、市民活動団体企業等が集まり、地域のまちづくりについて話し合う場となる連携組織であり、その枠組みは、概ね小学校区を単位とする35の地区（校区）となっている。

この地域コミュニティを活性化するため、「まちづくり交付金の創設」等の支援措置を使い、各種の取組みを行う。

まず、地域の活動拠点づくりとして、市立公民館41館全館を平成18年度を目途に地域コミュニティセンターに転用するとともに、このうち、古高松公民館について、モデル的な事業としてコミュニティセンターの整備を行い、市民が自発的・主体的にまちづくりに参加できる環境づくりを進める。また、コミュニティセンター施設の管理運営については、自主管理・自主運営による主体的な管理運営が行われることから、各種団体等において地域活動の活発化が想定され、市民が計画段階から市政に参加できる機会も拡充し、市民参画のまちづくり、地域みずからのまちづくりを目指すことができる。

次に、地域コミュニティ活動の支援として、地域内における各種団体の連携を図り、コミュニティ組織の活動やコミュニティプランの作成を支援するため、地域コミュニティ構築支援事業を実施するとともに、まちづくりアドバイザー設置事業として、地区コミュニティプラン策定のため専門家による支援を行う。また、地域コミュニティ人材養成事業を実施し、地域コミュニティを推進するリーダー的人材を養成する。

次に、自らの地域は自らで守るという基本認識をもとに、市、市民、事業者がそれぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、啓発活動、情報の提供や知識の普及その他の必要な施策を策定し、安全で安心なまちづくり支援事業を実施する。

次に自主防災組織の結成促進事業として、自主防災組織の育成拡充と防災資機材の助成など、各種助成を行い、災害に強いまちづくりを目指す。

次に、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業として、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して生活が送れるよう、地域の各種団体が実施する高齢者等を支援する事業に対し、助成を行い、高齢者にふさわしい保健福祉の

まちづくりを進める。

以上の地域コミュニティ活性化の取り組みを推進することにより、まちづくりに関わる市民の自主的な活動の育成や支援，地域みずからのまちづくりに向けた基盤整備・環境整備を行い、地域の再生を図ろうとするものである。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

コミュニティセンターの整備により、地域における拠点施設として、市民活動の活性化，地域住民の交流の促進，生涯学習機会の拡大が図られることから，住民が主体となって，まちづくりや生涯学習，地域保健福祉，ボランティア活動，健康増進などの地域みずからのまちづくり活動を実践し，市民と行政とが協働し，住みよいまちづくりが推進される。

6 講じようとする支援措置の番号および名称

2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取り組みその他の関連する事業

のびのび子どもプラザモデル事業

小学校の児童を対象に、異年齢の子どもたちが仲間や地域の大人たちとともに遊べる機会と場を提供することを目的に実施する「のびのび子どもプラザ」を開設しようとする学校区を支援することにより、コミュニティの育成を図る。

地域福祉計画策定

地域住民が障害の有無や年齢にかかわらず誰もが、住みなれた地域においてその人らしい安心のある自立した生活ができるよう、住民と行政が協働しながら多様な福祉サービスを総合的に提供する体制の整備や、また、計画の策定過程を通して住民が自らの地域に関心を持ち、互いに助け合い、ささえあうような意識の醸成を図り、地域みずからのまちづくりを進め、地域福祉の充実を促進することを目的に、地域福祉を実践するための基盤整備である地域コミュニティ構築と連携し、計画を策定する。

- 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
特になし

別紙

1 支援措置の番号および名称

2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとするもの

高松市

3 支援措置や特例措置を使った取組みの内容

まちづくり交付金を活用することにより、地域コミュニティ活性化のため、平成 17 年度以降に以下の事業の実施を検討する。

(ア) コミュニティセンターの整備事業

市立公民館 41 館全館を、平成 18 年度を目途に地域コミュニティセンターとして市長部門へ移すとともに、このうち、古高松公民館について、モデル的な事業として、まちづくり交付金を活用してコミュニティセンターとして整備を行う。

(イ) 安全で安心なまちづくり支援事業

自らの地域は自らで守るという基本認識をもとに、市、市及び事業者がそれぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、啓発活動、情報の提供や知識の普及その他の必要な施策を策定し実施する。

(ウ) 地域コミュニティ活動推進事業

各地区で構成される地域コミュニティ組織の結成と活動に対し、地域コミュニティ構築支援事業、まちづくりアドバイザー設置事業、地域コミュニティ人材養成事業、まちづくり活動支援事業など、各種の支援事業を実施する。

(エ) 自主防災組織の結成促進事業

自主防災組織の育成拡充と防災資機材の助成など、各種助成を行い、災害に強いまちづくりを目指す。

(オ) 高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業

ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して生活が送れるよう、地域の各種団体が実施する高齢者等を支援する事業に対し、助成を行い、高齢者にふさわしい保健福祉のまちづくりを進める。